

2022年
10月からの

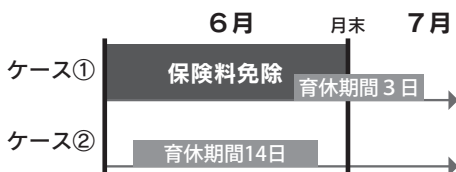
健康保険法の改正について

育児休業期間中の保険料免除要件の見直し

育児休業中は「育児休業等を開始した日が含まれる月から、終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間」、保険料が免除されます。2022年10月以降は、さらに**同月内に2週間以上の育児休業を取得した場合**でも、当該月の保険料が免除されます。

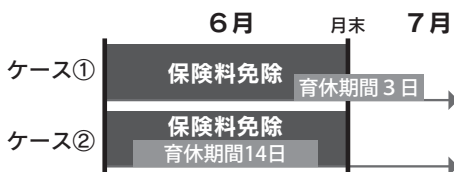
また、賞与にかかる保険料については、2022年9月までは、賞与月の月末時点で育児休業を取得している場合は、賞与の支払いを受けていても賞与にかかる保険料が免除されていましたが、2022年10月からは、**1カ月を超える育児休業を取得している場合に限り**、免除の対象とすることになります。

2022年9月まで



ケース②は月末時点で育休を取得していないため、保険料を免除されない

2022年10月から



同月内に2週間以上育休を取得した場合は、ケース②でも保険料が免除される

※2022年10月から、育児休業に「産後パパ育休（出生時育児休業）制度」が新設されました。取得期間中は保険料が免除されます。

パート・アルバイトの社会保険適用拡大

パート・アルバイトの方の社会保険の加入条件が段階的に変わります。2022年10月からは**従業員数101人以上**の企業で、2024年10月からは**従業員数51人以上**の企業で働くパート・アルバイトの方が新たに社会保険の適用になります。

※従業員数はフルタイムの従業員数＋週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数です。

紹介状なしで大病院を受診したときの定額負担が引き上げに

地域の医療機関の役割分担を明確化し、連携を図ることによって、医療の効率的な活用が進められています。そこで10月から次のような見直しが行われます。

いきなり大病院に行かず、
まずはかかりつけ医を
受診しましょう

定額負担を徴収
する責務がある
医療機関の拡大

定額負担額の
引き上げ

《例》医療費1万円、患者負担3割、医科初診の場合

● 9月まで		● 10月から	
計8,000円が患者負担		計9,400円が患者負担	
定額負担 5,000円		定額負担 7,000円	
患者負担 3,000円	健保組合の給付 7,000円	患者負担 2,400円	健保組合の給付 5,600円
		控除 2,000円	

2022年10月からの定額負担

対象病院	・ 特定機能病院 ・ 地域医療支援病院 （一般病床 200 床以上に限る） ・ 紹介受診重点医療機関 （一般病床 200 床以上に限る） ※上記以外の一般病床 200 床以上の病院については、 選定療養として特別の料金を徴収することができる		新たに追加
定額負担額※	初 診	医 科 5,000 円 ⇒ 7,000 円に 歯 科 3,000 円 ⇒ 5,000 円に	
	再 診	医 科 2,500 円 ⇒ 3,000 円に 歯 科 1,500 円 ⇒ 1,900 円に	
保険給付範囲からの控除	外来機能の明確化のための例外的・限定的な取り扱いとして、定額負担を求める患者（あえて紹介状なしで受診する患者等）の初診・再診について、以下の点数（額）を保険給付範囲から控除		
	初 診	医 科 200 点（2,000 円） 歯 科 200 点（2,000 円）	
		再 診	医 科 50 点（500 円） 歯 科 40 点（400 円）

※徴収する最低基準の額。